

ウェブサイト委員会細則

平成 30 年 12 月 25 日制定

(総 則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第 22 条及び第 25 条の規程に基づき、ウェブサイト委員会に関し詳細事項を定める。

(目 的)

第 2 条 非営利的な教育・学術・研究・技師会活動を本会の内外に広報し、また、情報提供の手段として会のウェブサイトを運営および管理することを目的とするものであり、ウェブページ公開に携わる者は趣旨に逸脱せず、その発展に寄与するものとする。

(事 業)

第 3 条 ウェブサイト委員会（以下「委員会」という）は、以下の事業を行う。

- (1) ウェブサイトの運営にあたる。運営とは構成、企画、作成、及びコンテンツマーケティングの実施と分析などウェブサイトの継続的改善を含めた業務をいう。
- (2) 新規コンテンツの作成・編集やコンテンツの更新等に関する技術的支援または代行作業を行う。
- (3) ウェブサイトに公開されたコンテンツのデータ保存。
- (4) 公開される情報の公共性と妥当性の評価、及び是正勧告、改善指示、コンテンツ削除などの倫理的な管理を行う。なお、広臨技が運用する情報伝達ツールの倫理的な管理も委員会が行う。
- (5) ウェブサイトに関わる権限の管理を行う。
- (6) 会の代表メールアドレス（info@hiroringi.or.jp）の運用支援を行う。
- (7) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。
- (8) 上記にあげた事業の一部を業務委託する場合がある。委託する業者は会と契約を交わした事業者（社）に限定する。

(構 成)

第 4 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 1 名 |
| (3) ウェブサイト委員会担当理事 | 3 名 |

(4) 委員 若干名

(5) 特別委員 必要時若干名

- 2 委員長は会長が指名し、理事会で承認した後、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 ウェブサイト委員会担当理事は理事の中から会長が指名する。
- 5 委員は、正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。
- 6 特別委員は、必要に応じて正会員の中から常務理事会で選出し、期間を限定し、理事会が承認の後、会長が委嘱する。

(職 務)

第 5 条 委員は、委員会の職務を遂行するために、以下の職務を行う。

- 1 委員長は、委員会を代表し、事業を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員は、事業達成のため関係部門と連携して活動する。
- 4 委員会担当理事は、委員会の活動全般を把握し、必要に応じて常務理事会・理事会にて協議・連携を行う。

(任 期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、再任は通算 3 期までとする。ただし、理事会が認めたものはこの限りではない。延期する者は常務理事会が選出し理事会で承認する。

(解 任)

第 7 条 委員は、次の号のいずれかに該当する場合、理事会の承認により解任することができる。

- 1 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めたとき。
- 2 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(会 議)

第 8 条 委員会は、第 3 条の事業を行うため、必要に応じ委員会を開催する。

- 2 構成員は、第 4 条に定める委員の他、委員長が必要と認めた者とする。
- 3 各委員は、必要に応じて、委員以外の正会員の出席を求めることができる。
- 4 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。しかし、構成員の 2/3 以上による電子メールによる審議は、議事録の提出をもって委員会成立と認める。
- 7 委員会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 その他、委員会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(常務理事会の承認)

第 9 条 委員会担当理事は、事業の運営について審議決定をしたものにつき常務理事会に報告してその承認を得なければならない。

- 2 委員会担当理事はウェブサイトの倫理的な管理と処置に対しては常務理事会にて承認を得るものとする。

(禁止行為)

第 10 条 第 2 条に定める目的から逸脱する行為は禁止とする。詳細は別に定める一般社団法人広島県臨床検査技師会ウェブサイト倫理規程に記す。

(細則の変更等)

第 11 条 この細則で定められていない事項で必要なときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。